

令和元年第8回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和元年8月22日、午前10時から、地域振興プラザ大・中会議室において、令和元年第8回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）
城所 正彦
今泉 浩史
澁谷 香織
杉本 真紀子

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	大川 優
教育総務課長	町田 義信
学務課長	中島 英
指導課長	岸 知聡
生涯学習課長	関口 美鈴
学校給食課長	山本 有美
図書館課長	佐藤 由美子

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二
教育総務課教育総務係 加藤 綾子

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第27号議案
「平成31年度教育費補正予算(第3号)の提出について」
- (5) 日程第5 第28号議案
「学校職員の出退勤処理に関する事務取扱規程の一部を改正する規程」
- (6) 日程第6 第29号議案
「令和2年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択について」
- (7) 日程第7 第30号議案
「令和2年度使用稲城市立中学校教科用図書の採択について」

- (8) 日程第 8 第 31 号議案
「令和 2 年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級
教科用図書採択について」
- (9) 日程第 9 第 32 号議案
「学校給食共同調理場第一調理場建替移転後の稲城市学校
給食における食物アレルギー対応方針について」
- (10) 日程第 10 報告事項

教育長 ただいまから、令和元年第8回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

まず、傍聴の方々にお願いがございます。

会議に対して可否を表明したり、騒いだり、その他会議の妨害をしないでください。

会議開催中はみだりに席を離れないでください。

決められた出入口から入退場をしてください。

傍聴人は委員席に入ることはできません。

携帯電話・スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りください。

これらの事項を守ってください。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。前例に従いまして、教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、城所委員にお願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

次に、本日は議事の進行の都合により、日程第6「第29号議案」、日程第7「第30号議案」、日程第8「第31号議案」を先に行い、その後、日程第3「教育行政報告」、日程第4「第27号議案」、日程第5「第28号議案」、日程第9「第32号議案」、日程第10「報告事項」を行うことといたします。

それでは、日程第6 第29号議案「令和2年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

本案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令の規定により、令和2年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択を行う必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。指導課長。

指導課長 第29号議案「令和2年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択」につきまして、ご説明申し上げます。

令和2年度に稲城市立小学校で使用する教科用図書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令

の規定により、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行うこととされております。このため、令和2年度に稲城市立小学校において使用する教科書を採択するものでございます。

このことにつきましては、本年4月17日の第4回教育委員会定例会におきまして、令和2年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択要領のとおり、採択事務を進めることとして決定をいただきました。

5月13日に教科用図書審議会に諮問をいただき、教科用図書審議会は、調査研究委員会による研究報告に基づき、教科用図書について審議を行い、その結果について7月22日に答申を行っております。

この答申を受け、教育委員会におきまして、令和2年度に使用する教科用図書について検討・協議し、13ございます種目ごとに教科用図書を1種採択することとなっております。

以上、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長 ありがとうございます。以上で提案理由の詳細説明が終わりました。

稲城市では、平成27年の総合教育会議において、稲城市立小・中学校教科用図書の採択についての方針を策定いたしました。

その教科用図書の採択方針のとおり、稲城市の実情や記事の公平さに配慮するとともに、期待する学習効果が得られるよう留意する必要があります。

また、審議会や調査研究委員会における学校現場の意見、保護者、地域からの意見を踏まえ、教育委員会の責任と権限において適正かつ公正に採択する必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、第29号議案全体にかかわる質疑及びご意見がございましたらお願いしたいと思います。なお、種目ごとの質疑、意見は、後ほどお願いいたします。いかがでしょうか。城所委員。

城所委員 それでは、まず全体的な意見を述べさせていただきたいと思います。

ただいまの教育長のご説明のとおり、教科書採択に当たっては、稲城市の実情に配慮するとともに、現場の先生方や保護者、地域の方々のご意見を踏まえて、教育委員会として適正、公正に採択することが大切だと考えております。

その上で、令和2年度から全面実施となります小学校学習指導要領には、児童が持続可能な社会のづくり手となることができるようにすることが求められると示されております。

本市は、これまでもESDを学校教育の柱として位置づけ、各学校において特色ある教育活動に取り組んでいただいているところであります。やはり教科書採択に当たっては、ESDの理念を踏まえて、稲城市の自然や

歴史、産業などの稲城市らしさを生かした教育活動を進めるのにふさわしい教科書を採択していくことが大切であると考えております。

以上、全体的な意見を述べさせていただきました。

教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
ほかに質疑、ご意見がないようですので、以上で全体にかかわる質疑、意見につきましては終結いたします。
次に、種目ごとに質疑、意見をいただき、採択を行ってまいります。
採択方法につきましては、ご意見がございましたらお願いいたします。

(なし)

教育長 ご意見がございませんので、従前と同じく、種目ごとに無記名投票でいたしたいと考えますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 それでは、採択方法は無記名投票といたします。
各委員には、採択に適すると判断する発行者1者に投票していただきます。投票の結果、最も票数の多い発行者1者の図書を採択することといたします。
なお、同数票の場合は、教育長により決定することといたします。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。
それでは、種目「国語」から採択を進めてまいります。
質疑、ご意見のある委員は、挙手をお願いいたします。杉本委員。

杉本委員 国語の教科書は、特に教材の選定が重要ではないかと考えております。調査研究委員会の報告によりますと、光村図書出版は、「話すこと、聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」をバランスよく収録しているとありました。6年間の学びの中で、児童の能力をバランスよく育てていくことは大切なことと考えております。

また、「読むこと」の内容に関しましては、説明文と物語文のバランスも大切なことと思います。この点につきましては、光村図書出版と東京書籍が、全体的にバランスがよいという印象を受けております。

加えて、展示会アンケートに、保護者の方から、国語の教科書について、

「世代を超えて同じものを一緒に勉強できたら夢があるなと思いました。」
ですとか、「自分が学んだ教材を娘と一緒に音読できて、大変うれしく思
います。」というものがあり、長年扱われてきた教材には価値があると思
えます。

さらに、戦争を扱った教材について、長いこと小学生が親しんできた、
例えば「ちいちゃんとかげおくり」、また「一つの花」などを収めている
という点についても、私は重視したいなと考えております。以上です。

教 育 長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。今泉委員。

今泉委員 教科書の内容の部分ではなく、巻頭部分についての意見ですが。東京書
籍、学校図書、光村図書出版ですが、巻頭部分に「国語の学習の進め方」
を掲載しています。これは児童に学習の見通しを持たせるようにしている
という意図が感じられました。

学校図書と光村図書出版、巻頭部分に前の学年の学習内容の振り返りを
載せていました。学年間の学習のつながりという点では、児童も先生方も
非常に活用しやすいのではないかなと感じました。意見です。

教 育 長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。澁谷委員。

澁谷委員 今の、児童に学習の見通しを持たせるという点ですが、年間の見通しに
とどまらずに、単元ごとに見通しを持たせるという点でも、各社工夫が見
られると感じました。

例えば、東京書籍は「つかむ」「振り返る」という学習の流れ、教育出版
では、「確かめよう」「考えよう」「深めよう」「広げよう」という学習の流
れ、光村図書出版では、「とらえよう」「ふかめよう」「まとめよう」「ひろ
げよう」という学習の流れが示されていました。

教材の選定という点は言うまでもないですけど、あわせて学習の流れ
を示しているという点では、児童が見通しを持って学習を進めることがで
きるという点がよいのではないかと感じております。以上です。

教 育 長 ありがとうございます。ほかにご意見ございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、種目「国語」につきましては、採択候補本
の投票を行います。

事務局より、投票用紙の配付をお願いいたします。

(用紙配付、投票箱の空虚確認)

教 育 長 投票用紙の記入はお済みでしょうか。

それでは、事務局で投票用紙を回収いたします。

(投票箱にて回収)

教育長 投票用紙の回収が終わりましたので、事務局で集計をお願いいたします。
集計に際しましては、教育長職務代理者である城所委員の立ち会いをお願いいたします。投票用紙集計のため、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

教育長 再開いたします。
それでは、種目「国語」について、投票用紙の集計結果報告と採択本の決定を行います。
教育総務課長より、集計結果の報告をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、集計結果についてご報告いたします。
「東京書籍」1票。「光村図書出版」が4票。以上でございます。

教育長 ただいまの集計結果より、種目「国語」は、発行者「光村図書出版」、書名「国語」を採択本といたします。
次に、種目「書写」の採択を行います。
質疑、ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。今泉委員。

今泉委員 書写の教科書を拝見して全体的な意見です。どの発行者も、書くときの姿勢や筆の持ち方、それだけでなく用具の準備、片づけ方などを写真入りで詳しく説明しており、丁寧で児童にもわかりやすく工夫されていると感じました。

あと、新聞のつくり方や実験記録の書き方など、ほかの教科との関連も多く掲載されているという印象も持っています。

他教科との関連については、俳句や短歌など国語との関連が深いなど。日本文教出版は、「国語の広場」のコーナーを設けていて、国語と非常に関連がわかりやすく示されていると感じました。以上です。

教育長 ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。城所委員。

城所委員 書写は5社ということで、いろいろ見させていただいて、感じたことを述べさせていただきたいと思います。

6年生の教科書に「湖」という字や「働く」という字など、いわゆる3つの部分からなる文字の組み立て方の指導がありましたが、東京書籍、教

育出版、光村図書出版は、この三つの部分が色分けされていて、児童にとってわかりやすく工夫されていると感じました。

その中でも光村図書出版は、左右のバランスだけではなく上下のバランスまでイラストで示してあったので、丁寧な印象を持ちました。以上です。

教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。澁谷委員。

澁谷委員 今、光村図書出版の話が出たので、私は、日本文教出版の特徴的なこととお話ししたいと思っています。

6年生の「行の中心と字間・行間」の内容ですとか、5年生の「書く速さのちがい」という内容について、字間ですとか行間、書く目的によって速さを変えて書くという指導の説明が丁寧であると思いました。児童にとってわかりやすい工夫がされていると思います。

また、学習の進め方が具体的に示されているというのも特徴的でした。1、2年生では、「考える」、「たしかめる」、「いかす」、3年生以上では、「試し書きをする」、「考える」、「確かめる」、「まとめ書きをする」、「いかす」、「ふり返る」という学習の進め方になっていました。以上です。

教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

ご意見がないようですので、種目「書写」につきましては、採択候補本の投票を行います。

事務局より、投票用紙の配付をお願いいたします。

(用紙配付、投票箱の空虚確認)

教育長 投票用紙の記入はお済みでしょうか。

それでは、事務局で投票用紙を回収いたします。

(投票箱にて回収)

教育長 投票用紙の回収が終わりましたので、事務局で集計をお願いいたします。

集計に際しましては、城所委員の立ち会いをお願いいたします。

投票用紙集計のため、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

教育長 再開いたします。

それでは、種目「書写」につきまして、投票用紙の集計結果報告と採択本の決定を行います。

教育総務課長より、集計結果の報告をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、集計結果をご報告申し上げます。

種目「書写」でございます。発行者「光村図書出版」1票。発行者「日本文教出版」4票でございます。以上でございます。

教育長 ただいまの集計結果より、種目「書写」は、発行者「日本文教出版」、書名「小学書写」を採択本といたします。

次に、種目「社会」の採択を行います。

質疑、ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。澁谷委員。

澁谷委員 学習指導要領解説の中に、社会科の学習には、問題解決的な学習過程を充実させることが大切だとされております。どの教科書においても、問題解決的な学習過程を意識した構成になっているとは思いますが、調査研究委員会や現場の先生方からのご意見に、東京書籍の「つかむ」、「調べる」、「まとめる」、「いかす」の学習過程が明確であるとのことのご意見が複数ありました。

実際に教科書を拝見しますと、本文の中に学習過程が明確に示されていて、児童にとってわかりやすい工夫がされていると思われました。以上です。

教育長 ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。杉本委員。

杉本委員 日本文教出版は、第4学年の防災の単元で、多摩川の水害を扱っています。稲城の児童にとっては身近な題材ですので、関心を持って取り組めるのではないかと思います。

また、稲城の教育の柱であるESDに関連した内容としまして、東京書籍と日本文教出版が、第6学年でSDGsを取り上げています。特に東京書籍はユネスコスクールに関する写真も掲載してありますので、ESDの学習活動を関連づけて、児童がより興味を持って取り組めるのではないかと考えます。

さらに東京書籍ですけれど、第6学年について、「歴史編」と「政治・国際編」の2冊に分けています。この点につきましては、もともと中学校の教員を務めていた視点から、中学校の社会科への円滑な移行ができるのではないかと考えております。以上です。

教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。今泉委員。

今泉委員 教科書展示会のアンケートで、領土問題に関するご意見がありました。学習指導要領では、5年生で「領土の範囲」を扱うことになっているの

で、3社の5年生の「領土をめぐる問題」のページを見比べてみたんですけども、3社とも学習指導要領に基づいた構成になっていました。記述の内容や量に、特段の違いはないような印象を受けています。

先ほど、澁谷委員から、問題解決的な学習というお話がありました。私も社会の学習については、児童がさまざまな課題に問題意識を持って取り組むことが大切だと考えております。そのような構成や工夫がなされているかという観点で、教科書を選んでいく必要があるのではないかなと思います。意見です。

教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
 ご意見がないようですので、種目「社会」について、採択候補本の投票を行います。
 事務局より、投票用紙の配付をお願いいたします。

（用紙配付、投票箱の空虚確認）

教育長 投票用紙の記入はお済みでしょうか。
 それでは、事務局で投票用紙を回収いたします。

（投票箱にて回収）

教育長 投票用紙の回収が終わりましたので、事務局で集計をお願いいたします。
 集計に際しましては、城所委員の立ち会いをお願いいたします。
 投票用紙集計のため、暫時休憩します。

（暫時休憩）

教育長 再開いたします。
 それでは、種目「社会」について、投票用紙の集計結果報告と採択本の決定を行います。
 教育総務課長より、集計結果の報告をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、集計結果をご報告申し上げます。
 種目「社会」でございます。発行者「東京書籍」3票。発行者「教育出版」1票。発行者「日本文教出版」1票でございます。以上でございます。

教育長 ただいまの集計結果より、種目「社会」は、発行者「東京書籍」、書名「新しい社会」を採択本といたします。
 次に、種目「地図」の採択を行います。

質疑及びご意見のある方は、挙手をお願いいたします。城所委員。

城所委員 地図は東京書籍と帝国書院の2社でしたが、どちらも濃淡のコントラストがはっきりしていて、児童にとって見やすく工夫されていると感じました。

東京書籍は、どのページにもキャラクターの吹き出しがあって、児童が学習を進める上でのヒントとして活用できるのではないかと感じました。

帝国書院は、巻頭部分の「地図のやくそく」や「地図帳の使い方」のコーナーが大変充実しており、児童にとってわかりやすく、指導する先生方も授業で活用できるのではないかと思います。以上、意見です。

教育長 ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。澁谷委員。

澁谷委員 私は、東京都の扱いについてですが、都心部の地図は、どちらも5万分の1のものが掲載されていまして、東京都全体の地図については、東京書籍は5万分の1、帝国書院は5万分の1と20万分の1となっています。

帝国書院の20万分の1の地図の稲城市のところを注目して見ましたが、梨とよみうりランドのイラストが載せてあり、本市の児童は親しみを持つのではないかと思います。以上です。

教育長 ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。

ご意見がないようですので、種目「地図」につきましては、採択候補本の投票を行います。

事務局より、投票用紙の配付をお願いいたします。

(用紙配付、投票箱の空虚確認)

教育長 投票用紙の記入はお済みでしょうか。

それでは、事務局で投票用紙を回収いたします。

(投票箱にて回収)

教育長 投票用紙の回収が終わりましたので、事務局で集計をお願いいたします。集計に際しましては、城所委員の立ち会いをお願いいたします。

投票用紙集計のため、暫時休憩します。

(暫時休憩)

教育長 再開いたします。

それでは、種目「地図」につきまして、投票用紙の集計結果報告と採択本の決定を行います。

教育総務課長より、集計結果の報告をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、集計結果をご報告いたします。
種目「地図」。発行者「帝国書院」5票。以上でございます。

教 育 長 ただいまの集計結果より、種目「地図」は、発行者「帝国書院」、書名「楽しく学ぶ 小学生の地図帳」を採択本といたします。
次に、種目「算数」の採択を行います。
質疑、ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。杉本委員。

杉本委員 算数の学習ですが、教科特性を考えますと、課題に対して数学的な見方や考え方を働かせながら、じっくりと考察したり、また友達と話し合ったりして問題を解決していくという学習過程が大変大切と考えております。
その点ではどの教科書も巻頭部分に、例えば「問題をつかむ」、「自分で考える」、「みんなで話し合う」、「ふりかえる・まとめる」などの学習過程を明確に示していて、工夫がなされていると感じました。
その中でも、東京書籍、大日本図書、新興出版社啓林館、日本文教出版は、巻頭部分にノートの書き方の例も示されていたことが、注目すべき点と考えます。児童が学習内容や学習過程を理解したり、また算数の問題に取り組む、その問題の解決のために考えを練り上げていくという過程の中では、ノートづくりというものは大切であり、ノートの書き方の例というものは、児童にとっても先生方にとっても、活用できるのではないかと感じました。以上です。

教 育 長 ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。城所委員。

城所委員 私からは、別冊の形式について意見を述べさせていただきます。
学校図書は、第6学年に「中学校へのかけ橋」という別冊があります。現在使用の教科書にも、この「中学校へのかけ橋」がありますが、今回の改訂でも同じように別冊形式となっています。
他社を見ましても、巻末部分で小学校のまとめや中学校へのつながりを扱っていますが、学校図書は別冊形式であることから、小学校と中学校のつながりという観点で効果的に活用できるのではないかと感じました。
また、別冊という点では、東京書籍は第1学年の最初の二つの単元を、大判の別冊形式にしています。これは内容もシンプルで見やすく工夫してありまして、小学校に入学したばかりの1年生にとっては、算数の入門編として効果的に活用できるのではないかと思います。以上です。

教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。今泉委員。

今泉委員 今回、この算数の教科書は、練習問題の量、あと質、この辺は大切な観点だと考えています。練習問題の数としては、学校図書と大日本図書が若干多いように見受けられましたが、どの教科書も、問題数が極端に多い少ないということもなく、また単元末や巻末に発展的な問題も扱っていることから、習熟度別指導にも対応できるということで、どの教科書も工夫されていると感じました。

東京書籍は、「おぼえているかな？」というタイトルで、直前の学習内容だけでなく、前に学習したことを復習できるような練習問題のページを適宜設定しています。くり返しの学習により、基礎的・基本的な学習内容の定着を図るという点では、有効なのではないかなと思いました。以上です。

教育長 ほかにいかがでしょうか。澁谷委員。

澁谷委員 今回の学習指導要領には、プログラミング教育が示されましたので、そのことについてお話をさせていただきたいと思います。

算数の学習でもプログラミング教育を取り上げることになって、どの教科書も、「正多角形」の学習と関連させて、第5学年の巻末にプログラミング教育を扱った内容を載せています。

また、東京書籍、大日本図書、学校図書、新興出版社啓林館は、第6学年もプログラミング教育のページもあります。新しい内容ですので、先生方には、この巻末をうまく利用しながら、プログラミング教育を進めていただければと思っております。以上です。

教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

ご意見がないようですので、種目「算数」につきましては、採択候補本の投票を行います。

事務局より、投票用紙の配付をお願いいたします。

(用紙配付、投票箱の空虚確認)

教育長 投票用紙の記入はお済みでしょうか。

それでは、事務局で投票用紙を回収いたします。

(投票箱にて回収)

教育長 投票用紙の回収が終わりましたので、事務局で集計をお願いいたします。

集計に際しましては、城所委員の立ち会いをお願いいたします。
投票用紙集計のため、暫時休憩します。

(暫時休憩)

教 育 長 再開いたします。
それでは、種目「算数」について、投票用紙の集計結果報告と採択本の決定を行います。
教育総務課長より、集計結果の報告をお願いします。

教育総務課長 それでは、集計結果についてご報告いたします。
種目「算数」でございます。発行者「東京書籍」3票。発行者「学校図書」2票でございます。以上でございます。

教 育 長 ただいまの集計結果より、種目「算数」は、発行者「東京書籍」、書名「新しい算数」を採択本といたします。
次に、種目「理科」の採択を行います。
質疑、ご意見のある委員は、挙手をお願いいたします。澁谷委員。

澁谷委員 算数のところでもプログラミング教育に関する意見を述べましたが、理科の学習においても、今後はプログラミング教育を取り上げることとなります。理科については、どの教科書も第6学年の「電気の利用」の学習と関連して、プログラミング教育を扱っています。

新興出版社啓林館は、巻末にプログラミングシートとシールを付録としてつけていて、コンピュータを使わない学習場面でも活用できる工夫が見られます。

算数と同様に、プログラミング教育につきましては新しい内容ですので、先生方にうまく教科書を活用して授業を進めていただく必要があります。採択に当たってはそのような観点も必要ではないかと思いました。以上です。

教 育 長 ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。杉本委員。

杉本委員 私は、またE S Dについて述べさせていただきたいと思います。理科はE S Dとの関連が深い教科です。E S Dは本市の教育の柱ですので、E S Dの扱いは、採択の際の重要な視点だと考えております。E S Dについては、どの発行者もコラムなどで持続可能な社会づくりや環境教育に関する内容を載せています。

特に、東京書籍は、第6学年のコラムでSDG sの17の目標を扱っていました。また、大日本図書は、関連ページにE S Dのマークをつけてあり、

児童にわかりやすい工夫がされていると感じました。

また、学校図書につきましては、第6学年の「人と環境」という章の中に「持続可能な社会」という節を設けて、コラムではなく本文中にE S Dに関連した内容を扱っており、持続可能な社会づくりの視点を大変重視していると思いました。以上です。

教育長 ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。今泉委員。

今泉委員 理科は、観察や実験などを通じた問題解決的な学習が重要で、教科書は問題解決的な学習過程を明確に示していることが大切だと考えております。

その点で見ると、どの発行者も巻頭部分で、理科の学習過程を明確に示していました。特に学校図書は、ページの下欄外に、問題解決の過程のどの場面であるかということをはっきりと示してあり、児童にとって非常にわかりやすい工夫がされているなどと思いました。以上です。

教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

ご意見ないようですので、種目「理科」につきましては、採択候補本の投票を行います。

事務局より、投票用紙の配付をお願いいたします。

(用紙配付、投票箱の空虚確認)

教育長 投票用紙の記入はお済みでしょうか。

では、事務局で投票用紙を回収いたします。

(投票箱にて回収)

教育長 投票用紙の回収が終わりましたので、事務局で集計をお願いいたします。

集計に際しましては、城所委員の立ち会いをお願いいたします。

投票用紙集計のため、暫時休憩します。

(暫時休憩)

教育長 再開いたします。

それでは、種目「理科」について、投票用紙の集計結果報告と採択本の決定を行います。

教育総務課長より、集計結果の報告をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、集計結果をご報告申し上げます。

種目「理科」でございます。発行者「東京書籍」1票。発行者「学校図書」3票。発行者「新興出版社啓林館」1票。以上でございます。

教育長 ただいまの集計結果より、種目「理科」は、発行者「学校図書」、書名「みんなと学ぶ 小学校理科」を採択本といたします。

次に、種目「生活」の採択を行います。

質疑、ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。今泉委員。

今泉委員 審議会の報告の中で、「生活科は1、2年生のみの教科であることから、使用する教科書は、見やすさや字の大きさも大切な視点である」とありました。

東京書籍は、他者よりもサイズが大きいので、初めは取り扱いの面で気になったのですが、低学年が使用する教科書だということを考えると、写真や文字など紙面にゆとりがあって、低学年の児童にとっては読みやすいつくりになっているのではないかと感じました。

また、新興出版社啓林館は、児童の観察カードの例が多く掲載されている印象がありました。児童が親しみを持ちやすく、また、学習記録を作成する上での参考にもなるのではないかなと思いました。以上です。

教育長 ありがとうございました。ほかの方はいかがでしょうか。城所委員。

城所委員 まず、この生活科の学習では、児童が課題を見つけて、体験を通してさまざまなことに気づいて、その気づいたことや考えたことを表現するという過程が大切だと思っております。

そこで学習過程についてですが、学校図書は「どきどき、いきいき、ふむふむ、にこにこ」、光村図書出版は「ホップ、ステップ、ジャンプ」、新興出版社啓林館は「わくわく、いきいき、ぐんぐん」というような構成で示されており、非常に児童にわかりやすく工夫されていると感じました。

また、新興出版社啓林館は、「話し合いのヒント」という思考ツールの活用を扱っておりました。児童が話し合いをしたり、考えを深めたりする上でとても効果的で、先生方も指導する際に活用できるのではないかと思います。

教育長 ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。澁谷委員。

澁谷委員 どの発行者も、教科書の巻末の部分に、学習のヒントとか活動の留意点をまとめたコーナーがあり、児童自身が参考にしたり、先生方が指導したりするときに活用できるのではないかと感じました。

特に私は東京書籍の「かつどうべんりちょう」が、上巻、下巻のそれぞれに、詳しく丁寧に記載されている印象があって、工夫が感じられました。

教 育 長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。杉本委員。

杉本委員 生活科は、児童が就学前に培った遊びを通した総合的な学びから、教科等における学習に円滑な移行ができるように、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすることが大切と思います。

その点から私は、単元の始めに、児童にも「ねらい」が伝わるような工夫をしているかどうかを重要視していきたいと考えております。以上です。

教 育 長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

ご意見がないようですので、種目「生活」について、採択候補本の投票を行います。

事務局より、投票用紙の配付をお願いいたします。

(用紙配付、投票箱の空虚確認)

教 育 長 投票用紙の記入はお済みでしょうか。

それでは、事務局で投票用紙を回収いたします。

(投票箱にて回収)

教 育 長 投票用紙の回収が終わりましたので、事務局で集計をお願いいたします。

集計に際しましては、城所委員の立ち会いをお願いいたします。

投票用紙集計のため、暫時休憩します。

(暫時休憩)

教 育 長 再開いたします。

それでは、種目「生活」について、投票用紙の集計結果報告と採択本の決定を行います。

教育総務課長より、集計結果の報告をお願いします。

教育総務課長 それでは、集計結果の報告をいたします。

種目「生活」でございます。発行者「東京書籍」2票。発行者「新興出版社啓林館」3票でございます。以上でございます。

教育長 ただいまの集計結果より、種目「生活」は、発行者「新興出版社啓林館」、書名「せいかつ」を採択本といたします。
次に、種目「音楽」の採択を行います。
質疑、ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。杉本委員。

杉本委員 まず、掲載されている曲は、教育出版と教育芸術社のどちらもバランスよく掲載されていると感じました。

次に、鍵盤ハーモニカやリコーダーの奏法の説明についても確認いたしました。皆で合奏するというときに、苦手な児童にはわかりやすい説明が必要と思いますが、両者ともに写真やイラストを大きく掲載してありまして、児童が理解しやすいように工夫されていると感じました。

もう1点、児童が感じたり、気づいたりしたことを書き込めるスペースについても、両者ともに児童同士の話し合いを充実させるという意図のもと工夫されていると感じます。特に、教育出版の中学年以上に設定してあります「学びあう音楽」というコーナーについては、主体的・協働的に表現を深める効果があると思ひ、これは新学習指導要領の主体的・対話的で深い学びのコンセプトにかなったものであると感じました。以上です。

教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。今泉委員。

今泉委員 教育出版も教育芸術社も、第6学年で「おぼろ月夜」が掲載され、作詞の高野辰之さんが紹介されています。

稲城の児童は、6年生で野沢温泉村に宿泊体験学習に行きますが、野沢温泉村に縁のある高野辰之さんが紹介されているということは、宿泊体験学習との関連で活用できるのではないかと思います。

あと、審議会からの報告にもありました教育出版は、「おぼろ月夜」の写真が見開きで3ページ掲載されています。児童にとって非常に印象的であり、情景を思い浮かべながら曲想を感じとれるのではないかと思います。

教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
ご意見がないようですので、種目「音楽」について、採択候補本の投票を行います。

事務局より、投票用紙の配付をお願いします。

(用紙配付、投票箱の空虚確認)

教育長 投票用紙の記入はお済みでしょうか。
それでは、事務局で投票用紙を回収します。

(投票箱にて回収)

教育長 投票用紙の回収が終わりましたので、事務局で集計をお願いいたします。
集計に際しましては、城所委員の立ち会いをお願いいたします。
投票用紙集計のため、暫時休憩します。

(暫時休憩)

教育長 再開いたします。
それでは、種目「音楽」について、投票用紙の集計結果報告と採択本の決定を行います。
教育総務課長より、集計結果の報告をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、集計結果をご報告いたします。
種目「音楽」でございます。発行者「教育出版」4票。発行者「教育芸術社」1票。以上でございます。

教育長 ただいまの集計結果より、種目「音楽」は、発行者「教育出版」、書名「小学音楽 音楽のおくりもの」を採択本といたします。
次に、種目「図画工作」の採択を行います。
質疑、ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。城所委員。

城所委員 図画工作については2社で、両方とも見せていただいて、印象的なところを述べさせていただきたいと思います。
日本文教出版ですが、鑑賞の作品が充実しているという印象を受けました。審議会からの報告にもありましたが、美術館などを訪れる機会が少ない児童もいると考えられますので、教科書と実物との違いはありますが、さまざまな作品を鑑賞できる構成になっているところが、とても大切なことだと考えております。以上です。

教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。澁谷委員。

澁谷委員 開隆堂出版と日本文教出版のどちらも、巻末に道具の使い方の説明を載せてあります。開隆堂出版は、使い方の説明が丁寧で、児童にわかりやすい印象を受けました。一方で、日本文教出版は、それぞれのページの下の部分に、道具を使用する際の安全面と片づけについて一言コメントが入っているのがいいと感じました。

審議会の報告では、開隆堂出版は、学習の目当てが児童にとってわかりやすく明確にされているとありましたが、児童が目当てを意識しながら作

品づくりに取り組めるのではないかと感じました。開隆堂出版は、ページの下の部分に他教科との関連が示されており、児童も先生方も意識できるのではないかと感じました。以上です。

教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
ご意見がないようですので、種目「図画工作」について、採択候補本の投票を行います。
事務局より、投票用紙の配付をお願いいたします。

(用紙配付、投票箱の空虚確認)

教育長 投票用紙の記入はお済みでしょうか。
それでは、事務局で投票用紙を回収します。

(投票箱にて回収)

教育長 投票用紙の回収が終わりましたので、事務局で集計をお願いいたします。
集計に際しましては、城所委員の立ち会いをお願いいたします。
投票用紙集計のため、暫時休憩します。

(暫時休憩)

教育長 再開いたします。
それでは、種目「図画工作」について、投票用紙の集計結果報告と採択本の決定を行います。
教育総務課長より、集計結果の報告をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、集計結果をご報告申し上げます。
種目「図画工作」でございます。発行者「開隆堂出版」4票。発行者「日本文教出版」1票でございます。以上でございます。

教育長 ただいまの集計結果より、種目「図画工作」は、発行者「開隆堂出版」、書名「図画工作」を採択本といたします。
次に、種目「家庭」の採択を行います。
質疑、ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。今泉委員。

今泉委員 東京書籍ですが、大判ということもあり、全体的に情報量が多い印象がありました。
裁縫の玉結びや玉どめなど、成功例だけではなく失敗例も写真で掲載し

ているのは、児童にわかりやすく丁寧な印象を受けました。

安全面への配慮については、東京書籍も開隆堂出版も、安全のマークをつけるなどしてわかりやすい工夫がされていると思います。

教科書展示会のアンケートに、食物アレルギーの扱いに関するご意見がありました。開隆堂出版は、イラストとマークで食物アレルギーへの配慮が示されており、丁寧な印象を受けました。以上です。

教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。杉本委員。

杉本委員 家庭科も、E S Dと関連が深い教科と考えておりますが、E S Dに関連して、開隆堂出版が、「持続可能な社会を生きる」という単元を最後に設けて、2年間の学習と「持続可能な社会づくり」とを関連づけており、稲城の児童にとっては関心を持って学習に取り組めるのではないかと感じております。

また、開隆堂出版は、郷土料理や地域の名産や伝統食などを多く取り上げており、日本の伝統・文化を理解するという観点から見ましても、充実していると感じました。以上です。

教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

ご意見がないようですので、種目「家庭」につきまして、採択候補本の投票を行います。

事務局より、投票用紙の配付をお願いいたします。

(用紙配付、投票箱の空虚確認)

教育長 投票用紙の記入はお済みでしょうか。

それでは、事務局で投票用紙を回収します。

(投票箱にて回収)

教育長 投票用紙の回収が終わりましたので、事務局で集計をお願いいたします。

集計に際しましては、城所委員の立ち会いをお願いいたします。

投票用紙集計のため、暫時休憩します。

(暫時休憩)

教育長 再開いたします。

それでは、種目「家庭」について、投票用紙の集計結果報告と採択本の決定を行います。

教育総務課長より、集計結果の報告をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、集計結果をご報告いたします。

種目「家庭」でございます。発行者「東京書籍」1票。発行者「開隆堂出版」4票でございます。以上でございます。

教育長 ただいまの集計結果より、種目「家庭」は、発行者「開隆堂出版」、書名「小学校 わたしたちの家庭科」を採択本といたします。

次に、種目「保健」の採択を行います。

質疑、ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。澁谷委員。

澁谷委員 保健の指導は、児童が健康や安全について自ら課題を見つけて、その課題解決に向けてしっかりと考えるという学習の過程が大切だと考えております。

東京書籍は、ステップ1からステップ4までの4段階の学習過程を設定しています。また、学研教育みらいは、「つかむ」、「考える・調べる」、「まとめる・深める」という学習過程を設定し、どちらの発行者も、教科書に学習過程を明確に示したという構成になっています。

学習過程が児童にわかりやすく、保健に関する見方や考え方が深まる指導が期待できると思いました。東京書籍は、ステップ3とステップ4で児童が考えたり、気づいたりしたことを書き込めるスペースを多くとっており、思考力とか判断力、表現力の育成を意識しているのだと思いました。

それから、審議会の報告の中に、「保健は年間の指導時数が少ないことから、学習を進めやすい内容・構成であるかが大切な視点である」という指摘がありました。この点で、学研教育みらいは見開き2ページの中に、学習過程が全ておさまるような構成になっていて、先生方も1時間の中で指導しやすいのではないかと思いました。以上です。

教育長 ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。杉本委員。

杉本委員 まず、内容面について、東京書籍ですが、がん教育に関連した資料として、「がんを防ぐための新12カ条」を掲載するなど、がんの予防や喫煙防止、薬物乱用防止といった「病気の予防」の内容が大変充実していると感じました。

次に、教科書の作り方についてですが、学研教育みらいですが、「もっと知りたい・調べたい」という発展的な内容を扱っているページについては、児童の興味関心を高める工夫がされていると感じました。さらに加えて、家庭や地域で取り組みたい活動や、また「じっけん・実習・技能」というものにマークをつけているなど、教科書を柔軟に活用できるような配

慮がなされていると感じております。

さらに、また別の視点からですが、発展的な内容といたしまして、「犯罪被害の防止」と関連し、インターネットによる犯罪被害の防止に関するコラムを掲載している教科書も、数者見受けられました。このインターネットによる犯罪被害の防止については、東京書籍、光文書院、学研教育みらいが、児童にとってわかりやすく、詳しく記載されていると感じました。

発展的な内容ではありますけれど、児童を取り巻くSNSやインターネットの環境を考えますと、他教科や特別活動等とも関連した指導の充実が、より図れるのではないかと感じております。以上です。

教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
ご意見がないようですので、種目「保健」について、採択候補本の投票を行います。
事務局より、投票用紙の配付をお願いいたします。

(用紙配付、投票箱の空虚確認)

教育長 投票用紙の記入はお済みでしょうか。
それでは、事務局で投票用紙を回収します。

(投票箱にて回収)

教育長 投票用紙の回収が終わりましたので、事務局で集計をお願いいたします。
集計に際しましては、城所委員の立ち会いをお願いいたします。
投票用紙集計のため、暫時休憩します。

(暫時休憩)

教育長 再開いたします。
それでは、種目「保健」について、投票用紙の集計結果報告と採択本の決定を行います。
教育総務課長より、集計結果の報告をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、集計結果についてご報告いたします。
種目「保健」でございます。発行者「東京書籍」2票。発行者「学研教育みらい」3票でございます。以上でございます。

教育長 ただいまの集計結果より、種目「保健」は、発行者「学研教育みらい」、書名「みんなの保健」を採択本といたします。

次に、種目「英語」の採択を行います。

質疑、ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。杉本委員。

杉本委員 英語の教科書が、ここで初めての採択になります。稲城の子どもたちが、ここで採択する教科書を活用し、外国語によるコミュニケーション能力を生涯にわたるさまざまな場面で自信を持って、主体的に発揮することができることにつながるよう願っております。

英語については、新しい教科ということもありますが、教科書展示会アンケートには、「内容が多い」、「難しい」といった、不安や心配を感じているご意見がいくつか見られました。

このことを踏まえ、英語については、新学習指導要領の領域として示されています、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やりとり）」、「話すこと（発表）」、「書くこと」、この5つの領域のバランスが図れているということの基本とし、その上で児童が英語によるコミュニケーションを意欲的、積極的に行えるような工夫がなされていることなどが、採択のポイントになるのではないかと考えております。

その点からは、学校図書と三省堂は、「クラスルームイングリッシュ」として、豊富な掲載がありまして、授業中の英語によるコミュニケーションが活発になされる工夫がされていると感じました。

加えて、三省堂につきましては、単元の始めのパノラマ絵や、よく知られているストーリーを掲載しているという点に、私は注目しております。以上です。

教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。今泉委員。

今泉委員 主体的・対話的で深い学びの実現に向けては、児童に見通しを持たせて学習を進めることが大切なのではないかと思えます。見通しを持たせるといふ点では、「CAN-DOリスト」が有効であり、開隆堂出版と光村図書出版は巻頭に、三省堂、新興出版社啓林館は巻末に、東京書籍は別冊に、という形でそれぞれ「CAN-DOリスト」を掲載しており、児童がそれぞれのユニットで何ができるようになるのかを理解できる工夫がされていると思いました。

教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。澁谷委員。

澁谷委員 英語の指導に欠かせないのは、さまざまな活動だと思います。1時間の中でチャンツとか、ゲームとか、ペア・ワークなどといった英語の活動を効果的に取り入れていくということが大切なのではないでしょうか。

そういうことを考えますと、どの教科書も1時間の流れを意識した構成

になっているように思います。特に学校図書は、巻頭部分に5時間分の指導の流れというのがあり、さらに1時間を15分ずつに分割した指導の流れを明示していますので、児童が見通しを持ちながらさまざまな学習活動に取り組めるのではないかと思いました。以上です。

教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。城所委員。

城所委員 この英語の教科書の一つの特徴として、巻末にカードがついている教科書がありますが、ミシン目がついていないと児童にとっては扱いづらいのではないかと思いました。東京書籍、教育出版、新興出版社啓林館は、ミシン目付きのカードがついていますので、授業で活用しやすいのではないかと思いました。

また、別の観点で、東京書籍だけ別冊がついています。この別冊は、「Picture Dictionary」は、単語や表現を一覧で確認することができ、語彙や表現を定着する上で有効に活用できるのではないかなと思いました。

教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

ご意見がないようですので、種目「英語」につきまして、採択候補本の投票を行います。

事務局より、投票用紙の配付をお願いいたします。

(用紙配付、投票箱の空虚確認)

教育長 投票用紙の記入はお済みでしょうか。

それでは、事務局で投票用紙を回収します。

(投票箱にて回収)

教育長 投票用紙の回収が終わりましたので、事務局で集計をお願いいたします。集計に際しましては、城所委員の立ち会いをお願いいたします。投票用紙集計のため、暫時休憩します。

(暫時休憩)

教育長 再開いたします。

それでは、種目「英語」について、投票用紙の集計結果報告と採択本の決定を行います。

教育総務課長より、集計結果の報告をお願いいたします。

- 教育総務課長 それでは、集計結果をご報告いたします。
種目「英語」でございます。発行者「東京書籍」1票。発行者「学校図書」1票。発行者「三省堂」3票。以上でございます。
- 教育長 ただいまの集計結果より、種目「英語」は、発行者「三省堂」、書名「CROWN Jr.」を採択本といたします。
次に、種目「道徳」の採択を行います。
質疑、ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。今泉委員。
- 今泉委員 道徳についてですけれども、学習指導要領の一部改正に基づいて、2年前、平成29年に採択を行っています。前回の教科書と比較してみると、一部の資料を別のものに変えたり、資料の配列を変えたりしているところもあります。どこの発行者も、おおむね前回の教科書と同じ資料を多く載せているという印象がありました。
全体的な意見にはなりますが、道徳が教科化された要因の一つに、いじめ問題への対応としての道徳教育の充実が求められたことがあると。いじめ防止や情報モラルに関する内容の扱いについては、前回採択のときと同様に、いじめ防止との関連を目次に明記したり、資料名にマークをつけたりするなど、どの発行者も、いじめ問題に対応しようという意図が明確に示されていると感じました。以上です。
- 教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。澁谷委員。
- 澁谷委員 前回の道徳の教科書採択のときに、別冊ノートに関する意見が出ていたと思います。今回は分冊形式、あるいは別冊のノートを附属している学校図書、日本文教出版、廣済堂あかつきです。
この別冊ノートを拝見しましたところ、書くスペースが多いという印象を受けました。小学校の低学年や中学年ですと、書く作業にある程度時間がかかってしまいます。「考える道徳」、あるいは「議論する道徳」と言われておりますから、書くことに時間をとられるのではなく、考えたり、議論したりすることが授業の中心となるように、先生方には指導していただきたいと考えます。
採択に当たっても、児童が考えたり、話し合ったりしやすいような工夫があるかという視点も大切だと思っています。以上です。
- 教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。杉本委員。
- 杉本委員 道徳につきましても、E S Dの内容の取り入れ方、扱い方について重要視すべきだと考えております。E S Dの視点の扱い方ですが、持続可能な

社会づくりとの関連を明確にしている教科書がいくつかあると私は確認いたしました。

例えば、日本文教出版ですが、目次に「持続可能な社会」と明記しています。学校図書は、巻末の内容項目別教材一覧の表に、「持続可能な発展」と明記しています。また、光村図書出版や廣済堂あかつきは、第6学年のコラムで「持続可能な社会づくり」を扱っています。

東京書籍は、現在使用している教科書にも掲載されていますが、環境問題と関連させて、多摩川の生態系について取り上げています。多摩川は、稲城市の子どもにとって身近な話題であり、子どもたちも関心を持って考えたり話し合ったりできるのではないかと思います。以上です。

教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

ご意見がないようですので、種目「道徳」につきまして、採択候補本の投票を行います。

事務局より、投票用紙の配付をお願いいたします。

(用紙配付、投票箱の空虚確認)

教育長 投票用紙の記入はお済みでしょうか。

それでは、事務局で投票用紙を回収します。

(投票箱にて回収)

教育長 投票用紙の回収が終わりましたので、事務局で集計をお願いいたします。集計に際しましては、城所委員の立ち会いをお願いいたします。投票用紙集計のため、暫時休憩します。

(暫時休憩)

教育長 再開いたします。

それでは、種目「道徳」について、投票用紙の集計結果報告と採択本の決定を行います。

教育総務課長より、集計結果の報告をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、集計結果をご報告いたします。

種目「道徳」。発行者「東京書籍」5票。以上でございます。

教育長 ただいまの集計結果より、種目「道徳」は、発行者「東京書籍」、書名「新訂 新しい道徳」を採択本といたします。

以上で、種目ごとの採択は全て終わりました。

全体を通して、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

ご意見がないようですので、最後に、採択しました小学校教科書について、種目ごとに事務局からの報告をお願いいたします。

準備のため、暫時休憩します。

(暫時休憩)

教育長 再開いたします。
それでは、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 それでは、採択いたしました小学校教科用図書につきまして、種目ごとに報告させていただきます。

種目「国語」、発行者「光村図書出版」、書名「国語」でございます。

種目「書写」、発行者「日本文教出版」、書名「小学書写」でございます。

種目「社会」、発行者「東京書籍」、書名「新しい社会」でございます。

種目「地図」、発行者「帝国書院」、書名「楽しく学ぶ 小学生の地図帳」でございます。

種目「算数」、発行者「東京書籍」、書名「新しい算数」でございます。

種目「理科」、発行者「学校図書」、書名「みんなと学ぶ 小学校理科」でございます。

種目「生活」、発行者「新興出版社啓林館」、書名「せいかつ」でございます。

種目「音楽」、発行者「教育出版」、書名「小学音楽 音楽のおくりもの」でございます。

種目「図画工作」、発行者「開隆堂出版」、書名「図画工作」でございます。

種目「家庭」、発行者「開隆堂出版」、書名「小学校 わたしたちの家庭科」でございます。

種目「保健」、発行者「学研教育みらい」、書名「みんなの保健」でございます。

種目「英語」、発行者「三省堂」、書名「CROWN Jr.」でございます。

種目「道徳」、発行者「東京書籍」、書名「新訂 新しい道徳」でございます。以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

以上により、日程第6、第29号議案「令和2年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択について」は、可決いたしました。

終わりに、教育委員会を代表し、改めまして、今回の教科書採択に向け

ご尽力いただきました、教科用図書審議会、調査研究委員会の皆様、また、さまざまなご意見をいただきました学識経験者、保護者、市民の皆様に、心より感謝を申し上げます。

関係の皆様、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます、御礼といたします。

次に、日程第7、第30号議案「令和2年度使用稲城市立中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

本案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行規則の規定により、令和2年度使用稲城市立中学校教科用図書の採択を行う必要があるため、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。指導課長。

指導課長 第30号議案、令和2年度使用稲城市立中学校教科用図書の採択につきまして、ご説明申し上げます。

令和2年度使用中学校教科用図書につきましては、平成30年度検定において新たに合格した図書がなかったことから、文部科学省からの通知により、前回の平成26年度検定合格図書の中から採択を行うことになること、また、その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられることと示されております。

本年5月13日に中学校教科用図書審議会に諮問をいただき、稲城市立中学校教科用図書採択要領に基づき、教科用図書審議会において調査研究及び協議を行いました。

各校からの意見と審議会における調査・研究の結果、全ての種目につきまして、平成27年度に採択し、平成28年度から31年度まで使用している教科用図書を、引き続き令和2年度も使用することが望ましい旨の答申をいただいたものでございます。

本答申を踏まえ、令和2年度使用中学校教科用図書の採択につきまして、ご審議よろしくお願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。以上で、提案理由の詳細説明が終わりました。令和2年度使用中学校教科用図書の採択については、平成30年度の文部科学省検定において新たに合格した図書がなかったこと、令和3年度より中学校において新しい学習指導要領による指導が全面実施になることから、現在使用している教科書を、引き続き令和2年度の1年間使用するかどうかという視点での採決になります。

中学校教科用図書採択の協議方法は、平成30年の小学校教科用図書採択の協議方法と同様に、全ての教科について一括して協議を行うことといたします。

これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長　　ご異議なしと認め、全ての種目について、一括して協議を行うことといたします。

次に、採択方法につきまして、全ての種目について、前回の平成27年度採択教科書を令和2年度使用教科書として採択するかどうか、挙手による決議を行うことといたします。

挙手少数の場合は、種目ごとに無記名投票を行うことといたします。

投票については、各委員に採択に適する判断とする発行者1者に投票していただき、投票の結果、最も票数の多い発行者1者をの図書採択することといたします。

なお、同数票の場合は、教育長により決定することといたします。

これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長　　ご異議なしと認めます。

それでは、ご意見やご質問のある方は、挙手をお願いいたします。澁谷委員。

澁谷委員　　質問というより確認でございます。先ほどの説明の中で、これまでの使用実績を踏まえて調査・研究を行うという話がありましたが、実際に教科書を使って授業を行っている先生方の意見は、どのように反映されているのか、改めて伺いたいと思います。お願いします。

教育長　　指導課長。

指導課長　　教員の意見をどのように反映させているかですが、全ての中学校に自由記述式の調査用紙を配布し、平成28年度から今年度、現在までに至る間の使用実績を踏まえた意見を、教員から聴取しているところでございます。

全ての学校から挙げられた意見につきましては、審議会における調査・研究用の資料として活用しているところでございます。

教育長　　澁谷委員。

澁谷委員　　全ての中学校からの意見を審議会でも活用されているということでしたが、審議会の中ではどのように協議がなされていたのでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 審議会における協議、調査・研究の内容でございますが、現在使用している教科用図書につきましては、平成27年度採択のときに、教科ごとに全ての教科につきまして調査研究委員会を設置して、丁寧な調査・研究を行っており、その結果を踏まえ採択が行われたという経緯がございます。

そのような経緯を踏まえた上で、現在使用している教科用図書の特色や活用状況等につきまして、先ほど申しあげました、各学校からの意見等、これまでの使用実績を踏まえながら、全ての教科について、1教科ずつ協議を行っていただいております。

一つ一つの教科の審議におきましてご意見いただいているところでございますが、審議会としての最終的なまとめといたしましては、先ほど申しあげましたとおり、全ての種目について、平成28年度から31年度まで使用している教科用図書を、引き続き令和2年度も使用することが望ましいという意見を、審議会の総意としていただいているところでございます。

教育長 ほかに。今泉委員。

今泉委員 昨年度の小学校採択のときも確認したことなのですが、この審議会の保護者委員の方からは、どのような意見があったか教えてください。

教育長 指導課長。

指導課長 保護者委員の方のご意見でございますが、例えば、社会の地理的分野の教科用図書につきまして、「現在の教科書は読みやすくよい。今後は動画が増えていくとよいと思う。」というご意見がありました。また、保健体育の教科用図書に関しまして「現在使用のものは身近なことが題材として扱われているので生徒になじみやすいと思う。」というご意見がございました。また、技術・家庭の家庭分野の教科用図書に関しまして「現在使用のものはサイズが大きい点は気になったが、内容がわかりやすいので現在のままでよいのではないか。」というご意見をいただいております。

ほかの教科につきましても意見をいただいているところでございますが、全体を通しまして、現在使用しているものを引き続き使用することでよいのではないかというご意見をいただいているところでございます。

教育長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 今回の教科書採択は、学習指導要領の改訂に伴い、令和2年度の1年間だけ使用する教科書を採択することになるということです。

もし、仮に1年間だけ、これまでと別の教科書を使用した場合に想定される、生徒や先生方に与える影響について、お答えいただけますか。

教育長 指導課長。

指導課長 令和2年度の1年間だけ別の教科書を使用した場合の影響についてでございますが、まず、生徒にとっての影響でございますが、教科書会社によって内容の構成や表現が異なる場合がございますので、今年度、それから令和2年度、また令和3年度から新しい学習指導要領が全面実施になりますので、その3年間、1年ごとに教科書が変わるということは、学習を進めていく上で、生徒にとって負担が生じる場合もあるのではないかとすることは想定されます。

また、教員につきましては、教員は学習効果を高めるために、教科書の内容を踏まえてワークシートなどの教材を作成したりして指導を行っているところでございます。

これらの教材につきましても、生徒の実態、あるいは学習状況等に応じて見直しを図り、毎年よいものに改訂しているところではございますが、教科書が変わった場合には、その内容が非常に大きく変わることから、指導計画とか教材等も全面的に作り直す必要も生じることがございます。

そういった観点から考えますと、1年ごとに教科書が変わった場合には、1年ごとに指導計画を変えたり、教材を大きく見直さなければいけないということから、教員にとっても負担が大きいのではないかと想定されます。

審議会におきましても、そのあたりのところご意見がありまして、学校現場の実情を踏まえ、現行の教科用図書を使用するに当たっては、特段困難な状況がない限りは、現在使用のものを引き続きしようとするのが望ましいのではないかとのご意見も、審議会の中では出されているところでございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 詳しい丁寧な説明、ありがとうございます。1年間だけ別の教科書を使用した場合の、先生方や生徒に与える影響が少なくないということについて理解できました。ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。質疑、意見がないようですので、以上で質疑、意見を終結いたします。

それでは、日程第7 第30号議案「令和2年度使用稲城市立中学校教科用図書の採択について」を採決いたします。

全ての種目について、平成27年度採択教科書を令和2年度使用教科書と

して採択するかどうかについて採決いたします。

平成27年度採択教科書を令和2年度使用教科書とすることに賛成の方は
挙手願います。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。

したがいまして、令和2年度使用中学校教科用図書につきまして、全ての
種目について、平成27年度採択教科書を令和2年度使用教科書として採
択することに可決いたしました。

それでは、採択した教科書について、種目ごとに事務局から報告をお願い
します。準備のため、暫時休憩します。

(暫時休憩)

教 育 長 再開いたします。

それでは、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 それでは、採択いたしました中学校教科用図書につきまして、種目ごと
にご報告させていただきます。

種目「国語」、発行者「光村図書出版」、書名「国語」でございます。

種目「書写」、発行者「東京書籍」、書名「新編 新しい書写」ござい
ます。

種目「社会 地理的分野」、発行者「帝国書院」、書名「社会科 中学生
の地理」でございます。

種目「社会 歴史的分野」、発行者「東京書籍」、書名「新編 新しい社
会歴史」でございます。

種目「社会 公民的分野」、発行者「帝国書院」、書名「社会科 中学生
の公民」でございます。

種目「地図」、発行者「帝国書院」、書名「中学校社会科地図」ござい
ます。

種目「数学」、発行者「東京書籍」、書名「新編 新しい数学」ござい
ます。

種目「理科」、発行者「学校図書」、書名「中学校科学」でございます。

種目「音楽 一般」、発行者「教育芸術社」、書名「中学生の音楽」ござ
います。

種目「音楽 器楽合奏」、発行者「教育芸術社」、書名「中学生の器楽」
でございます。

種目「美術」、発行者「光村図書出版」、書名「美術」でございます。

種目「保健体育」、発行者「学研教育みらい」、書名「新・中学保健体育」でございます。

種目「技術・家庭 技術分野」、発行者「東京書籍」、書名「新編 新しい技術・家庭 技術分野」でございます。

種目「技術・家庭 家庭分野」、発行者「東京書籍」、書名「新編 新しい技術・家庭 家庭分野」でございます。

種目「英語」、発行者「三省堂」、書名「NEW CROWN ENGLISH SERIES」でございます。以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

以上により、日程第7、第30号議案「令和2年度使用稲城市立中学校教科用図書の採択について」は、可決いたしました。

次に、日程第8、第31号議案「令和2年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を議題といたします。

本案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行規則の規定により、令和2年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択を行う必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。指導課長。

指導課長 第31号議案、令和2年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択につきまして、ご説明申し上げます。

本年5月28日に特別支援学級教科用図書審議会に諮問をいただき、稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づき、教科用図書審議会、調査研究委員会、それぞれで協議及び研究を行いました。

各校の調査研究委員会における調査・研究の結果、小・中学校の全ての種目につきまして、通常の学級において採択している教科用図書と同一のものが本市の特別支援学級の教科用図書にふさわしいという旨の答申をいただいたものでございます。

本答申を踏まえ、令和2年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択につきまして、ご審議よろしくお願いいたします。

教育長 以上で提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑、ご意見を願います。今泉委員。

今泉委員 質問です。特別支援学級と通常学級との交流学习の際に教科書を活用するということ、これまでも理由として挙げられてきました。わかる範囲で結構ですので、現在、交流学习においてどのように教科書利用されているかを教えてください。

教育長 指導課長。

指導課長 現在の交流学习において、どのように教科用図書が活用されているのかについてでございますが、児童・生徒一人一人の障害の程度や状態に応じまして、活用の仕方はそれぞれ異なるということから一律ではございませんが、活用方法の例といたしまして、特別支援学級の児童・生徒の中には、ある特定の教科に限って、同学年の通常の学級の児童・生徒と一緒に教科書を使って同じ内容を学習しているという児童・生徒がいるという報告を学校から受けております。

また、特別支援学級の児童・生徒と通常の学級の児童・生徒とが校外学習などを行う場合に、その事前学習の際に、同じ教科用図書を活用して学習することがあると報告を受けております。

教育長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。交流学习での教科書の使い方はわかりました。児童や生徒によって活用の仕方がさまざまであるということですが、子どもの状況によっては教科書の内容を全て学習するのが難しかったり、当該の学年よりも下の学年の学習を行わなければならない場合があったりするかと思います。それについて、学校ではどのように対応しているかを教えてください。

教育長 指導課長。

指導課長 特別支援学級では児童・生徒一人一人、障害の程度や状態が異なるということがございますので、それぞれに個別指導計画を作成しており、それに基づいて一人一人の特性に応じた指導や、教科書、教材の活用方法の工夫を行っているところでございます。

具体的な指導方法としましては、例えば教員が前の学年までの学習内容を具体的に示した自作のプリント教材を作成するなどといったこともございますし、教科書の基本問題とほかの教材とをあわせて活用するなどして、児童・生徒の実態に応じた指導を個別指導計画に基づいて行っております。

教育長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。一人一人の子どもの状況、特性に応じて教科書を活用している点、また特別支援学級と通常学級との交流学习を充実させるという点からも、これまで同様に通常学級と同じ教科書がよいのではな

いかなと思います。これは意見です。

教育長 ありがとうございます。ほかに。澁谷委員。

澁谷委員 確認を2点ほど。今回の審議会や調査研究委員会の調査・研究において、特別支援学級担当の先生方の意見がきちんと反映されているということを改めてここで確認させていただきたいのと、もう1点、特別支援学級担当の先生方の声として、具体的にどのような意見が挙げられているかについても確認させていただけたらと思います。お願いします。

教育長 指導課長。

指導課長 まず、1点目の調査・研究に特別支援学級担当の教員の意見が反映されているかということですが、市内全ての特別支援学級設置校に、調査研究委員会を設置しております。その特別支援学級設置校の管理職と特別支援学級担当教員を委員とした調査研究委員会で、調査・研究を進めているところでございます。

また、審議会におきましても、特別支援学級設置校の校長を委員とし、全ての学校の調査研究委員会の調査・研究結果に基づき審議を行っていることから、特別支援学級担当教員の意見は十分に反映されていると認識しております。

2点目といたしまして、先生方から具体的にどのような意見があったのかでございますが、いくつか申し上げますと、「通常の学級との交流学习を行う上で当該学年の教科書を使用することが望ましい。」という意見や、「当該学年の検定教科書を使用することにより児童・生徒の学ぶ機会、学習内容を最大限に保障できる」という意見、また「教育課程を通して系統的に学習することができる」といった意見が挙げられております。

教育長 澁谷委員。

澁谷委員 特別支援学級担当の先生方の意見はわかりました。それで、改めて保護者の方からは教科書について、どのようなご意見とか要望が挙げられているのか、わかる範囲で結構ですので、お願いいたします。

教育長 指導課長。

指導課長 保護者の方からのご意見につきましては、各学校からの調査・研究の報告に記載がございまして、具体的なご意見といたしましては、「通常の学級との積極的な交流を希望する」というご意見や、「可能な限り同年齢の通常

の学級の学習内容を学ばせたい」というご意見、また「学習内容に著しい差をつけずに、通常の学級で使用する教科書を使ってほしい」などのご意見があると報告で挙がっているところでございます。

教育長 澁谷委員。

澁谷委員 特別支援学級に子どもを通わせている保護者の方には、可能な限り、通常の学級で学ぶ内容に即した学習を行ってほしいという意見があることもわかりました。保護者の意見と特別支援学級担当の先生方の意見から、私も通常の学級の教科書と同じものがよいと考えます。これは意見です。

教育長 ありがとうございます。杉本委員。

杉本委員 それでは、別の視点から質問をしたいと思います。

小中学校特別支援学級の全種目について、通常学級において採択される教科書と同一のものがふさわしいという答申があったと、先ほどご報告をいただきましたけれど、交流学习といった特化した場面ではなく、特別支援学級在籍児童・生徒の時間数として多い学習時間となる、特別支援学級での教育活動、教科学習において、通常の学級が使用する教科書と同じ教科書を使用することの児童・生徒にとっての教育的効果について、審議会ではどのような見解となったのか教えてください。

教育長 指導課長。

指導課長 特別支援学級における授業、教育活動において検定教科書を使用することの教育的効果についてですが、まず、小学校学習指導要領の解説の総則編の中に、特別支援学級は小学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、小学校学習指導要領に示された目標を達成するために、各教科等の内容に関する事項は特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提になっていると示されております。その上で、学級の実態や児童の障害の状態等を考慮した上で、実態に応じた特別な教育課程によることができるようになってございます。まず、そういったことが前提でございます。

審議会においては、生徒の学ぶ機会、学習内容を最大限保障するという観点からも、検定教科書のほうがよいという意見が出されておりますので、また学習指導要領にも示されていることとあわせまして、通常の学級と同じ教科書を原則的に使用することが児童・生徒の能力を最大限に伸長することにつながるものではないかということで、審議会も出されておりますし、そう認識しているところでございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 指導要領の記載事項から、また審議会での協議の内容等詳しくお話をいただきました、ありがとうございます。

何よりもまず最優先にすべきは、特別支援学級在籍児童・生徒の個々の力を最大限、伸長を図るということに尽きると思います。それを通常学級と同一の教科書を使用することにより、そこが図れる可能性が大いにあるということを、今、伺ってわかりました。そういったところから、私も通常学級と同一の教科書の採択に賛成したいと考えております。以上です。

教育長 よろしいですか。ほかに。

質疑、意見がないようですので、以上で質疑、意見を終結いたします。

それでは、日程第8、第31号議案「令和2年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を採決いたします。

小学校及び中学校個々の教科書の採択について、採択の可否を確認いたします。

はじめに、小学校の教科用図書について採決いたします。

検定教科書、一般図書もしくは文部科学省著作教科書とするかどうかについて採決いたします。

検定教科書とする方は挙手願います。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。

よって、小学校につきましては、検定教科書となりました。

次に、学年相当の検定教科書とするか、学年相当に限らないかについて採決いたします。

学年相当の検定教科書とする方は挙手願います。

(挙手全員)

教育長 ただいまの結果、学年相当の検定教科書とするが全員でありました。

よって小学校については、学年相当の検定教科書となりました。

続きまして、中学校の教科用図書の採決を行います。

検定教科書、一般図書もしくは文部科学省著作教科書とするかどうかについて採決いたします。

検定教科書とする方は挙手願います。

(挙手全員)

教育長 ただいまの結果、検定教科書とするが挙手全員でありました。
よって、中学校につきましては検定教科書となりました。
次に、学年相当の検定教科書とするか、学年相当に限らないかについて採決いたします。
学年相当の検定教科書とする方は挙手願います。

(挙手全員)

教育長 ただいまの結果、学年相当の検定教科書とするが挙手全員でありました。
よって、中学校につきましては、学年相当の検定教科書とするとなりました。
以上により、日程第 8、第31号議案「令和 2 年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書採択について」は、小学校、中学校とも学年相当の検定教科書を採択することといたします。
暫時休憩します。昼食休憩といたします。再開は13時30分といたします。

(暫時休憩)

教育長 再開いたします。
次に、日程第 3 「教育行政報告」です。
教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
2 令和元年 8 月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
3 学校開放事業について

学務課長 1 令和元年 7 月分不登校による欠席児童・生徒数について
2 平成31年度通学路合同点検の実施について
3 平成31年度児童・生徒数・学級数（令和元年 8 月 1 日現在）について

指導課長 1 担当者事業について
2 推進事業について
3 研修事業について
4 その他について
5 教育センター関係について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 芸術文化活動の振興について
 - 4 成人式関係について
 - 5 文化財の保護と普及について
 - 6 生涯学習推進事業について
 - 7 学校施設コミュニティ開放事業について
 - 8 放課後子ども教室参加状況について
 - 9 公民館主催事業の実施状況について
 - 10 iプラザの主な主催事業の実施状況について
 - 11 令和元年7月生涯学習課利用統計について

- 学校給食課長
- 1 施設見学会について
 - 2 試食会について
 - 3 都立学校栄養職員専門研修会について
 - 4 平成31年度第2回給食主任会について
 - 5 職の安全に関する調理員講習会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
 - 3 分館主催事業について
 - 4 資料展示について
 - 5 城山体験学習館の主な事業について
 - 6 地域との連携について
 - 7 学校との連携について
 - 8 視察・取材について
 - 9 図書館の利用状況(令和元年7月)について

教 育 長 教育行政報告が終わりました。
次に、日程第4、第27号議案「平成31年度教育費補正予算（第3号）の提出について」を議題といたします。
第27号議案は予算案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、第27号議案は秘密会といたします。
本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします

す。

(暫時休憩)

※関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第27号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第27号議案の秘密会は終了)

教 育 長 再開いたします。

これより、第27号議案「平成31年度教育費補正予算（第3号）の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第27号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5、第28号議案「学校職員の出退勤処理に関する事務取扱規程の一部を改正する規程」を議題といたします。

本案につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行に伴い、学校職員の出退勤処理に関する事務取扱規程を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。指導課長。

指 導 課 長 第28号議案、学校職員の出退勤処理に関する事務取扱規程の一部を改正する規程につきまして、ご説明申し上げます。

議案概要説明書をご覧ください。

本案は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、学校職員の出退勤処理に関する事務取扱規程を改正する必要があることから提出するものでございます。

不正競争防止法等の一部を改正する法律により、題名関係が変更となり、「日本工業規格」を「日本産業規格」とすることに定められました。

2ページめくっていただきまして、学校職員の休暇・職免等処理簿の様式をご覧ください。こちらは旧の様式になりますが、本様式につきましては、学校職員の出退勤処理に関する事務取扱規程によりまして、「日本工業規格A列4番の様式とする」という規定がございました。

1 ページ戻っていただきまして、新旧対照表をご覧ください。不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い、学校職員の出退勤処理に関する事務取扱規程の別記様式を「日本工業規格」から「日本産業規格」に改めるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。杉本委員。

杉本委員 この処理簿は、年度ごとに作成して、個別に教職員がいるものかと思いますが、7月1日で、年度の途中でこれに切りかわるということですか。

教育長 指導課長。

指導課長 様式を変更する時期でございますが、現在既に使用途中の様式につきましては、年度中はそのままご使用いただくということになります。年度途中で新たに本様式の使用を始める場合、また令和2年度以降の様式につきましては改正後の様式を使用するということになります。

教育長 杉本委員。

杉本委員 そうしますと、ある教職員が年度途中で1枚目を使い切って2枚目に入るという場合には、新様式になるということでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

杉本委員 わかりました。

教育長 ほかに。今泉委員。

今泉委員 そうすると、旧様式のフォーマットは変わらず、右下の「工業規格」というところが「産業規格」に変わるということでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 委員のおっしゃるとおりでございます。法律の一部改正により題名、

名称が変更になったことに伴いまして、日本工業規格というのが日本産業規格に変わるということでございます。

今泉委員 ありがとうございます。

教育長 ほかに。

(なし)

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第28号議案「学校職員の出退勤処理に関する事務取扱規程の一部を改正する規程」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第28号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に日程第9、第32号議案「学校給食共同調理場第一調理場建替移転後の稲城市学校給食における食物アレルギー対応方針について」を議題といたします。

本案につきましては、新調理場の稼働に伴い、食物アレルギー対応食の提供が始まることから、新たに「稲城市学校給食における食物アレルギー対応方針」を策定する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学校給食課長より説明いたします。学校給食課長。

学校給食課長 第32号議案「学校給食共同調理場第一調理場建替移転後の稲城市学校給食における食物アレルギー対応方針」につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案概要説明書をご覧ください。

学校給食共同調理場第一調理場建替移転後の稲城市学校給食における食物アレルギー対応方針につきましては、新調理場の稼働に伴い、食物アレルギー対応食の提供が始まることから、新たに、「稲城市学校給食における食物アレルギー対応方針」を策定するものでございます。

議案の次のところに対応方針の案そのものを載せております。稲城市学校給食における食物アレルギー対応方針につきましては、第7回稲城市教育委員会定例会におきまして、報告事項として、概要を説明させていただきました。本日は、対応方針案そのものを添付しておりますので、説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。新第一調理場が稼働しますと、他のエリアと明確に区分された対応食の調理室等が整備されますことから、安全性を最優先に考慮した食物アレルギー対応食を提供してまいります。

稲城市学校給食における食物アレルギー対応につきましては、現在、国の「学校給食における食物アレルギー対応指針」及び公益財団法人日本学校保健会が策定した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」がございますので、それらを原則に対応してまいります。

1 の基本方針でございます。基本方針につきましては、5 つございます。

1、食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供します。そのためには、安全性を最優先とした対応をしてまいります。

2、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とします。

3、食物アレルギー対応食は、表示が義務付けられております特定原材料7品目に全て対応いたします。

4、食物アレルギー対応食は、食材の納入、調理、食器洗浄まで独立した専用スペースを設け、安全性を確保してまいります。

5、学校内の食物アレルギー対応委員会等により組織的に対応を行い、定期的に対応の評価の見直しを行います。

次に、2 ページをご覧ください。アレルギー対応品目につきましては、20品目でございます。そのうち、普通食で使用しない食材15品目とアレルギー対応食で除去する食材を5品目としております。このうち、この5品目の「乳」「卵」「小麦」「えび」「かに」と、上の15品目にある「そば」「落花生」のこの七つを特定原材料7品目となりますので、特定原材料全てに対応するという形となっております。

また、(1)の「普通食で、使用しない食材」というのを明確にすることで、より多くの児童生徒が給食を食べられるようになります。

次に、3 ページをお開きください。食物アレルギー対応につきましては、3つの対応がございます。

対応1は、食物アレルギー対応食の提供で、ここが新たに始まる対応となります。「除去食」は除去品目5品目を全て給食から除いて提供をします。「代替食」は、除去品目を除いてしまうと献立にならない場合、かわりの食材を使って提供をする給食です。

対応2と対応3は、これまでも行っていた対応で、これからも引き続き行っていくものでございます。対応2としましては、詳細な献立表の提供。対応3のほうは、調味料等で食物アレルギーが発症するような重篤な場合は、やはり給食では対応できませんので、お弁当対応という形になります。

次に、4 ページをお開きください。前のページの対応1の食物アレルギー対応食についての詳細を書いてございます。

①の普通食で使う食品のうち、除去品目の「乳」、「卵」、「小麦」、

「えび」、「かに」などの5品目を全て使わないアレルギー対応食をつくり提供します。

この食物アレルギー対応食は、年間を通しての提供となります。

それから、下の囲みのところは、①や④の例ですけれども、食物アレルギー対応食の献立例ですが、上の丸の中華丼のところは、普通食でうずらやえびが入っている中華丼を提供する場合、アレルギー対応食の場合は、うずらの卵とえびを入れない中華丼をつくる。これはどちらか一個を入れるとか入れないとかという話ではなくて、どちらも入れないという形になります。その下のプレーンオムレツのほうは、先ほどの④の除去品目を使わないと献立にならない場合といった場合で、例えばプレーンオムレツというのが普通食で献立になる場合は、卵を使わないともうプレーンオムレツはできませんので、例えばとり肉のトマトソースがけみたいな全く違う献立になるという形です。

次、1枚おめくりいただきまして5ページになります。食物アレルギー対応の対象者は、次の3つの要件を全て満たす児童生徒を対象とします。

医師の診断や検査によって、明確に食物アレルギーと診断されていることや、学校生活管理指導表の提出を必須という形として、今の現段階のものよりも、より厳密なものというふうに考えております。

なお、本対応方針につきましては、8月7日の福祉文教委員会において、本方針案を報告させていただきました。

また、本日の教育委員会において、本対応方針をご審議いただき策定といたしたいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。質疑のある方、挙手をお願いします。杉本委員。

杉本委員 内容についてはよろしいかと思えます。特に意見や質問はありません。表記、言葉の使い方について、一般市民の方が読んだときに、すぐに伝わらないかなと思ったことがありますので、その点について意見として申し述べたいと思えます。

このアレルギー対応方針ですけれど、発信元が稲城市教育委員会となっていますので、特に主語の明記がないものは稲城市教育委員会が主語と捉えて、全体そのようなつくりになっているんだと思えます。ただ、何カ所かそのところがいつの間にか主語が変わっているのではないかと思ったところがあります。例えば、3ページ目の対応2ですけれど、「詳細な献立表の提供」、献立表を提供するのが稲城市教育委員会ということです。1行目、「給食の原材料を詳細に記した詳細献立表を事前に配布し」、これは稲城市教育委員会がすることですけれど、その次の「取り除いて食べます」のところが、この主語が「児童生徒は」になるかと思えますので、

ここのところはっきり主語を明記したほうが良いと思います。

それから、この対応2ですけれど、上の対応1が「食物アレルギー対応食の提供」で、「代替食を提供します」で一回切っていますけれど、対応2も対応1の書き方に倣ったほうがよろしいかと。つまり「給食の原材料を詳細に記した詳細献立表を事前に」、これ対象もはっきりしたほうが良いと思うんですけれど、これでは学校なのか、保護者なのか、子どもたちなのかちょっとわかりません。誰々に配布します。そこではっきり区切って、次の主語「児童生徒は」とするのが、よりはっきりすると思います。

その次の対応3ですけれど、弁当対応ですが、この「お弁当を持参します」、この述語に対する主語も、児童生徒なのか、保護者が児童生徒に持たせます、なのか。稲城市教育委員会がお弁当を持参するわけではないので、ここのところ、はっきりさせたほうがよろしいかと思えます。

それから、少し戻って1ページ目の基本方針の5、同じような考え方から申しますと、「学校内の食物アレルギー対応委員会により」とありますが、これは学校がすることなのか。そうしますと、「により」ではなくて、「は」とか「が」のほうがよりはっきりするのではないかと思いました。

教 育 長 学校給食課長。

学校給食課長 貴重なご意見ありがとうございます。確かにそのとおりだと思います。はっきりしていたほうがより明確で伝わるのかなというところもありますので、その点を踏まえて修正したいと思っております。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 よろしく申し上げます。

教 育 長 ほかに。城所委員。

城所委員 今回のアレルギー対応の部分については、第一調理場の新設に伴う部分で、安全面の確保の部分が非常に今までとは違うなという感じがします。

その中で、基本方針の4で「アレルギー対応食は、食材の納入、調理、食器洗浄まで独立したスペース」になりますということで、これは本当に理解できるんですけど、3ページの対応食の提供の部分で、提供が除去食、代替食だけにとどまっていて、最終的に児童生徒の口に入る部分までの提供という部分が見えないんですけれど。先ほどの独立スペースのところから児童生徒の口に入るところまでの導線といいますか流れというのを確認したいなと思います。

教 育 長 学校給食課長。

学校給食課長 これは基本方針ですので表記はここまでですが、この後に対応マニュアルを整備する中で、給食調理場の専用室で対応食をつくって、それをきちんと運んで、学校の配膳室まで届けて、さらにその配膳室から各学校のその子のクラスまでの配膳台とかに乗せて、本当にその子に届くまでのルートは、まだこれから、やり方は学校と一緒に決めていく形になると思います。

教 育 長 城所委員。

城所委員 そうですね。これはあくまでも対応についてということで、ぜひその後のマニュアルできめ細やかなご配慮をお願いしたいと思います。以上です。

教 育 長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 また、文言についてあと2カ所申し述べたいと思います。

まず、1ページ目の最初のリードのところ、後3行のところですが、「稲城市学校給食における食物アレルギー対応については、文部科学省の「対応方針」および「日本学校保健会」が策定した「ガイドライン」を原則とします」とありますけれど、これらの指針やガイドラインを踏まえたところで、稲城市としての考えや方向性を持った方針をつくったということだと思いますので、これらのガイドラインを踏まえたとか基づいたとか、これらそのまま持ってきたのではなくて、これらをもとにして考えたという、その言葉を一言入れることによって、より本当に、稲城としてつくったということが明確になるかと思います。

それから、もう1点、5ページ目の5の緊急時の対応についてです。「緊急時の対応は、学校内での「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」、これは教育委員会作成ですね、これに沿った対応を行うことを原則に、各学校の食物アレルギー対応委員会等で緊急時の対応について全教職員に周知を図ることとします」とありますけれど、対応というのは「図る」で終わるものではないでしょう。図った上でこれに基づき対応しますと。もちろんこれは方針なので基本的な最小限の文言でよろしいかと思いますが、「図る」で終わりは、この項目のタイトルの緊急時の対応についてに呼応してないなと思います。対応という動きが「図る」の次に動きがあるということは一言必要かと思います。

以上、2点ご検討ください。

教 育 長 学校給食課長。

学校給食課長 1 ページ目のところ、「原則とします」という形で終わっていますので、これに「ガイドラインに踏まえて」とか「基づき行ってまいります」とか、そういう締めくくり方にしたいと思っております。

あと、5 ページ目の緊急時の対応のところは、「周知を図ることとします」としてありますが、これを「図った上で対応してまいります」みたいな言い切りの形に検討してまいりたいと思っております。

教育長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。私の質問は全て文言上の精査ということですので、内容はこれでよろしいと思っていることを一言加えたいと思います。

教育長 ほかに。

(なし)

教育長 ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより、第32号議案「学校給食共同調理場第一調理場建替移転後の稲城市学校給食における食物アレルギー対応方針について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第32号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10、報告事項です。本日の報告事項は1件です。

「新調理場の管理運営方法について」を学校給食課長より、説明をお願いいたします。学校給食課長。

学校給食課長 新調理場の管理運営方法について、ご説明させていただきます。

1番、学校給食調理業務における運営方法につきましては、図のように一連の流れで行っておりまして、主な業務として左側の①から右の⑩の洗浄までの一連の業務がございます。

下の(1)の市が行う業務としましては、献立の作成、食材料の購入、食材料の検品といった給食の質や地産地消の推進、安全性の確保などの大切な部分はこれまでどおり市が行います。また、各学校での配膳もこれまでどおり市が直営で行ってまいります。上の図では四角の囲みであらわし

ている業務となっております。

(2)の新たに委託する業務としましては、④の調理と⑩の洗浄をあわせた業務を民間委託してまいります。ここが今まで市が直営で行っていたものを新たに民間委託するとした部分でございます。また、この下の⑤と⑨ですが、これは別な業務となりますが、残菜処理につきましては、現在は一般ごみとして処分委託をしておりますが、昨今の環境に配慮した取り組みとして残菜のリサイクルを検討しているところでございます。

(3)の既に委託している業務につきましては、現在も配送と回収をあわせた業務は委託で行っております。これにつきましては、引き続き民間委託にて行います。

続いて、2の調理・洗浄業務委託事業者の選定についてでございます。

選定方法は、公募型プロポーザル方式を予定しております。委託期間は、稼働の2カ月前から令和7年7月31日の長期契約を結ぶ予定であります。この稼働2カ月前とするのは、民間事業者が新調理場での準備作業や新しい調理人等を雇用していくわけですが、その調理人等を訓練する期間として2カ月間必要とするためでございます。

主な流れにつきましては、今年の12月ごろに公募して、参加者事業者の審査・決定して、事業者から提案書の提出を受けて、審査委員会でのプレゼンテーションを行い、今年度末までに事業者を決定し、令和2年度に委託契約を締結してまいりたいと考えております。説明は以上になります。

教育長 以上で報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。杉本委員。

杉本委員 ⑨と⑩の間のところについて確認させてください。⑨残菜処理（食べ残し）の残菜処理を委託して堆肥化委託を予定ということですね。その次に⑩洗浄、これも委託をお願いするということですが、この残菜、子どもたちの喫食状況等を確認するためにも残菜の状況は市の職員の方が確認して、必要によっては学校に情報をフィードバックして学校の食育に生かすとか、市としても献立内容の改善に生かすということなど、やはり目で見て残菜がどれくらいかを確認することは必要かと思えます。それは委託になっても、この⑨、⑩の間にあるのかということを確認させてください。

教育長 学校給食課長。

学校給食課長 ⑨のところですが、⑧で食器とか残菜が戻ってきていれば調理場に回収されますので、⑨の部分が発生してくるわけです。この⑨の部分を測ったり、袋に入れたりというふうに、ごみ処理に今袋に入れてあります。この新調理場の場合も測ることはもちろんして、より詳しく数字が出てまいりま

す。今ももちろん残菜は把握していますけれども、新調理場のほうも引き続き量を把握してまいりたいと考えております。

それで、把握して学校にフィードバックするというのも、給食審議会各学校からどれぐらい残っているとか、どういうメニューが人気だとかというご意見もいただいたりしていますので、そういうところで返したり、あとは学校の教室に行って、皆さんと話すときに、献立にこういう工夫をしているとか、みんなに食べてほしいからいろんな味つけを変えてみたりしているという話をして、残菜をなるべく出さないような取り組みにしますので、そういうことも引き続き行ってまいりたいと考えております。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 私、先ほど⑨、⑩の間という申し上げ方しましたけれど、⑧、⑨あたりでの処理ということになりますね。承知いたしました。

この後、意見ですが、委託として堆肥化を予定ということですが、今現在、先ほどのご説明では一般ごみということでした。稲城が推進しているE S D推進という意味においても、資源の一つとして残菜を活用していくことが、子どもたちにとってもいい流れになると思いますので、調理場見学などのときにもE S Dと結びつけるようなことも可能性としてできるのではないかと思います。ぜひこのように進めていただきたいと思います。以上です。

教 育 長 学校給食課長。

学校給食課長 新調理場になりましたら、いろんな機械を見に来ていただく中に、塵芥処理機も新しく入りますし、水分を絞ってごみの量を減らす機械もございしますので、そういう中で話をできればなと考えております。

教 育 長 ほかに。

(な し)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。

(午後 2 時40分閉会)